

寄附金を受領される団体の皆様へ

個人住民税の寄附金税額控除（条例により指定した寄附金）のご案内

日頃は、県政にご協力いただきありがとうございます。

さて、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、都道府県・市町村の条例で指定されたものについて、個人住民税の寄附金税額控除が対象となっています。

愛知県では個人県民税の寄附金税額控除の適用の対象となる寄附金を、**指定の申請が不要な包括指定**と、**指定の申請が必要な個別指定**に分けて、次のとおりとしています。

① **包括指定**（指定の申請は不要）

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、以下の要件を満たす団体に対する寄附金
○愛知県内に主たる事務所を有すること

② **個別指定**（指定の申請が必要）

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、以下の全ての要件を満たす団体に対する寄附金

- 愛知県外に主たる事務所を有すること
- 愛知県内に事務所を有すること
- 愛知県内の事務所において、その団体の主たる目的である業務を現に行っていること
- 愛知県内の事務所において行われる業務に対する寄附金を受けていること

対象となる寄附金を受領される場合は、寄附金税額控除の制度が円滑に運営されるよう、次の点についてご協力をお願いします。

1 寄附をされた方への周知について

貴団体に寄附をされた個人の方で、寄附をされた年の翌年の1月1日現在、愛知県内に住所を有する方は、所得税の確定申告を行えば、所得税の寄附金控除及び個人県民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。

なお、寄附をされた方の住所地の市町村が、貴団体を条例により指定している場合は、同様に、個人市町村民税の寄附金税額控除の適用が併せて受けられます。

寄附をされた個人の方に、別添チラシ「寄附をされた方へ」及び「愛知県内の市町村の条例指定の状況」を交付するなどして、周知をお願いします。

2 寄附金を受領した場合の寄附金受領証明書（領収書）の交付について

寄附金を受領した場合は、寄附者に対し次の①から⑥の事項を記載した寄附金受領証明書（領収書）を交付してください。

- ① 寄附者の住所 ② 寄附者の氏名 ③ 受領した寄附金の額
④ 寄附金を受領した年月日 ⑤ 貴団体の所在地 ⑥ 貴団体の名称

3 寄附者名簿の作成、送付について

愛知県内に住所を有する個人の方から寄附金を受領した場合は、別添の記載例を参考に、寄附者の氏名、住所、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧（以下「寄附者名簿」といいます。）を暦年ごとに愛知県内の市区町村別に作成してください。

作成した寄附者名簿は、各市町村の住民税担当課に、寄附を受領した年の翌年3月15日までに送付していただきますようお願いいたします。

（注1）寄附者名簿の市町村への送付は、法令において定められているものではございませんが、寄附をされた方の個人住民税からの寄附金税額控除を円滑に行うために必要でありますので、ご協力をお願いいたします。

（注2）個人県民税の課税事務は、市町村が個人市町村民税の課税事務と併せて行っていますので、寄附者名簿の県への送付は必要ありません。

（注3）名古屋市については、各区別に作成した寄附者名簿を、名古屋市財政局税務部税制課税制係まで送付していただきますようお願いいたします。

4 その他

貴団体が私立学校法第3条に規定する学校法人又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人の場合は、寄附者が確定申告等を行う際に、上記2の寄附金受領証明書（領収書）に併せて、貴団体が**特定公益増進法人**である旨の証明書の写しを添付する必要がありますので、**特定公益増進法人**である旨の証明書の写しを寄附者に交付してください。

◎お問い合わせ先

愛知県総務局財務部税務課 課税グループ

電 話 052-954-6049（ダイヤルイン）

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>